

業 務 説 明 資 料

1 件名

山下公園庭園育成業務委託

2 履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（令和7年度）

3 履行場所

山下公園（中区山下町 279 番地）

4 業務目的

横浜市は「花と緑にあふれる環境先進都市」を目指し、「ガーデンシティ横浜」を推進しています。山下公園は、ガーデンシティ横浜のリーディングプロジェクトである「ガーデンネックレス横浜」の都心臨海部の主要な会場の一つであり、国内外から多くの観光客が訪れ、一年を通じて高質な維持管理を行い、植物の育成に最大限の力を注ぐ必要があります。

さらに、2027年に開催予定のGREEN×EXP02027に向けた機運醸成や開催期間中に横浜を代表する公園として花や緑で世界中の方々をおもてなしするのにふさわしい空間演出が求められ、より一層の緑花を進めていく必要があります。

本業務は、山下公園中央花壇及び沈床花壇等を、横浜を代表する美しい庭園に育成していくことを目的としています。また、バラや草花の生長を見据えた長期的な視野で育成管理を行い、花と緑による魅力創出の取組を進めるとともに、多くの観光客を引き寄せ、かつ、横浜市民の誇りとなるような庭園に育成することを目指します。

5 本業務の特徴

沈床花壇においては、バラや多年草等が多種多様に混植された大規模な庭園となっています。そのため、植物に対する知識と育成管理の技術がきわめて重要となります。

また、一年草花等の植替えによる、季節ごとの演出には高いデザイン性が求められます。個々の植物が健全であるのみならず全体に美しく調和した庭園とする必要があります。

本業務において、非常に丁寧で細やかな作業が求められることに加え、通常の公園緑地維持業務委託と大きく異なる点及び求められる点は次の5点です。

(1) 高度な技術力

当該業務範囲に植栽されているバラは約 160 種、約 1,650 株、中低木・多年草は約 70 種、約 24,000 株と極めて多種多様であり、各種植物の特性を十分に理解して、植物の生育状況を見極めながら、時期に応じた育成作業を行わなければなりません。また、先のシーズンに向けて育成管理を行うことも必要となります。

健全な育成を促すのみならず、見頃の時期を見据え、全体が調和するよう各種植物の数量、大きさを調整することも必要です。これには豊富な経験に基づいた技術が必要となります。

加えて、公園利用者の安全に最大限配慮することや環境への負荷を低減するため減農薬によりバラ及びその他の植物を育成していく方針です。これらの理由により、豊富な経験や高度な技術力に基づく意欲的な提案を求めるものです。

現場責任者、作業員一人ひとりの技術力も重要ですが、上記を踏まえて全体を指導できる経験豊富な優れた技術者、各分野もしくは各班のリーダーとなる技術者等の配置または協力が不可欠

と考えます。また、公園作業班が園内で各種作業を行っているため、十分協調の上、業務を行うことが求められます。

- ・多様なバラの育成技術
- ・多様な中低木、多年草の育成技術
- ・庭園として総合的に美しく育成する技術
- ・減農薬で育成する技術
- ・病虫害が発生しにくいバラやその他植物の提案
- ・病虫害が発生しにくい生育環境の提案
- ・技術者等の配置または協力

(2) 魅力的な植替え提案

業務範囲には華やかさを演出するため、一年草花も多用しており、季節ごとの植替えによって、見ごたえのある庭園を育成します。そのため、コンセプトや各シーズンのテーマに沿った花苗の種類、色彩など、魅力的な提案を求めます。また、当初に植えられた植物がその場所に合わない場合の改植の提案やその場合の代替植物についての提案も適宜求めます。植物材料についての豊富な知識と共に、高いデザイン性が求められます。

- ・植替える植物材料についての知識
- ・植替え植物のデザイン提案
- ・費用対効果の高い植物の提案
- ・酷暑に耐える植物の選定
- ・冬季に華やかさを演出する植物の選定

(3) 時期に応じた動員体制と3か年の育成計画

山下公園は横浜市を代表する公園であり、イベントも多く催しており、市内外から多くの来園者をお迎えするため、繁忙期の前に多くの作業員を動員し、短期に作業を完了させる体制が求められます。また、主体的で統率力に優れ、経験豊富な現場責任者の配置が不可欠と考えます。

さらに、バラや多年草等の植物が熟成期を迎えた今、3か年を通して長い目で植栽の育成計画を立て、実施する計画実行力が求められます。

- ・時期に応じた動員体制
- ・経験豊富な現場責任者の配置

(4) 庭園の魅力を高める取組

美しく育成管理したバラ園の魅力を広く市民や来園者に浸透させたり発信することを通じて、ガーデンシティ横浜の推進へつなげることを期待します。例えば、ガーデンネックレス期間中やバラの見頃に合わせたガイドツアーの実施や、SNSなどで見頃の花をリアルタイムで紹介するなど、バラ園を活用する効果的な取組の提案を求めます。

(5) GREEN×EXP02027に向けた機運醸成及び開催期間中の取組

2027年に開催予定のGREEN×EXP02027に向けて、機運醸成のための取組や開催期間中に行う効果的な取組の提案を求めます。例えば、機運醸成のための花壇内へのガーデンピックの設置や花や緑で世界中の方々をおもてなしするのにふさわしい特別な空間演出、GREEN×EXP02027に関連した演出などの提案を求めます。

6 業務概要

(1) 山下公園概要

- ア 所在地 横浜市中区山下町 279 番地
- イ 敷地面積 74,121 m²
- ウ 公園種別 風致公園
- エ 今回業務範囲 別添案内図参照

(2) 主な業務内容（詳細は参考資料による）

ア 中央広場花壇

(ア) 庭園のテーマ「整形花壇」

- ・植替草花により一年を通じて常に華やかに保つ。
- ・山下公園の中でもっとも利用者の多い中心部であることを十分考慮する。

(イ) 数量関係

- ・株立バラ育成 57 本程度
- ・つるバラ育成 58 本程度
- ・多年草等育成 一式
- ・植替草花 6,700 株程度/回 3 回以上/年
- ・除草 約 900 m²/回 7 回程度/年
- ・芝刈 約 300 m²/回 12 回程度/年
- ・中低木刈込 一式
- ・コニファー剪定 H3 m程度 8 本 2 回程度/年
- ・補植 適宜
- ・その他

イ 沈床花壇

(ア) 庭園のテーマ「未来のバラ園」

- ・バラの歴史を過去から未来へと受け渡し、最先端のバラ園として進化し続ける横浜のシンボルガーデンである。病虫害に強く丈夫で育てやすいバラを植栽し、緑あふれる環境づくりに寄与する。
- ・シンメトリーな構成で、かつ、アーチを多用した立体感のあるバラ園とする。
- ・バラと多年草、一年草等が混植された庭園を育成する。

(イ) 数量関係

- ・株立バラ育成 1,400 本程度
- ・つるばら育成 150 本程度
- ・多年草等育成 24,000 株程度
- ・植替草花 2,500 株程度/回 3 回程度/年
- ・除草 約 3,000 m²/回 7 回程度/年
- ・芝刈 約 900 m²/回 12 回程度/年
- ・中低木刈込 一式
- ・補植 適宜
- ・その他

7 成果品

- (1) 本業務完了時の提出資料として、次のとおり報告書を公園緑地等維持業務共通仕様書に基づき、履行期限までに納入してください。

- ・ 出来高数量表、業務日誌、記録写真など通常の維持業務委託で提出するもの。
- ・ 育成マニュアル（案）（実績や日誌などを取りまとめ、今後に活用するためのもの。
（共通仕様書 第20条(15) その他監督職員が必要と認めた書類）

(2) 成果品はすべて横浜市に帰属することとします。

(3) 成果品の納入先はみどり環境局南部公園緑地事務所都心部公園担当とします。

8 その他

- (1) 横浜を代表する庭園に育成すること。そのために、各エリアの趣旨、特徴を十分に理解の上で優れた技術力を発揮し、色彩、各種植物の大きさなど全体に調和の取れたものとする。
- (2) バラをはじめとした多様な植物を美しく健全に育成するため、常に現地を確認の上、主体的に作業計画を立案し、実施すること。
- (3) 現地に植栽されている植物の管理方法を事前に十分に調査、確認の上で作業を行うこと。多種多様な植物を健全に育成するためには知識と技術、こまやかな作業を要する。特にバラの育成については十分な知識と経験を有する作業員が行い、丁寧に質の高い作業を行うこと。
- (4) 横浜を代表する観光公園であることを理解し、安全対策、作業の質はもちろんのこと、作業マナー、言動にも十分注意すること。
- (5) 作業中に乗り入れる車両の台数は最小限とし、作業に使用しない車両は一般駐車場を使用すること。
- (6) 庭園内には灌水のためのドリップチューブが設置されている。作業のために移動する場合は丁寧にいき、作業後に元の位置に設置しなおすこと。作業前及び作業後に不具合がないか必ず確認すること。作業により損傷した場合は受託者の負担により修繕すること。
- (7) 現地では公園作業班が各種作業を行っている。横浜市担当者及び公園作業班と十分協調の上で業務を行うこと。
- (8) 公園内では賑わいを創出するため、ライトアップをはじめ多くのイベントが実施されている。GREEN×EXP02027に向けて増加も想定されるが、より魅力ある公園となるよう協調すること。
- (9) 適宜、横浜市担当者に現場立ち合いを求めること。また、別紙「花壇等評価表」を用い、委託期間内に3回程度現状の評価と今後の作業を確認すること。横浜市が不要であると判断した月は省略することができる。
- (10) 受託者の責により、植えられている植物等を損ねた場合、受託者の負担により補償を行うこと。